

令和5年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

- ② 民間建築物における県産木材利用の普及支援や建築士等への木材利用セミナーの開催
- ③ 県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度の普及
- ④ 公共建築物における県産木材の利用促進
- ⑤ 需要者ニーズに応じた効率的・安定的な木材供給体制の整備

(1) 事業目的

木材は、環境負荷が少なく炭素を固定したまま、有効活用することが可能なので、建築物における県産木材利用を推進します。

また、公共建築物等における木材の利用を進めるため、平成22年12月に「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「島根県木材利用率先計画」（令和5年3月16日改正）を策定し、木造化・木質化の目標・対象・取組方法を定め各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果を図ります。

(2) 取組状況

- ① 令和4年度は、建築士や工務店を対象に県産木材を積極的に使用するための講習会の開催や、木造非住宅の見学会などを実施し、県産木材の普及啓発等を行いました。
- ② 令和2年度から県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度を開始しました。令和4年度末現在、県産木材の安定的な供給体制を構築するため、木材製品を供給する製材工場等とグループ化した166の工務店と、200の建築士を認定しています。

また、これら認定工務店等による県産木材利用の取組を支援しました。

- ・ 県産木材住宅助成 新築187棟 増改築13棟 計200棟
- ・ 県産木材非住宅助成 新築31棟
- ・ 非住宅建築物への設計支援 5件

- ③ 県では、駐在所などの公共施設、治山・林道等の公共土木工事などに県産木材を活用しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-6749